相続税、課税対象広げる

所得税の最高税率で自公案

3000万円超～5000万円超内に

自民党の野田毅税制調査会長は18日午前、2013年度税制改正に関連して17日に自民、公明両党が民主党に示した所得税と相続税の増税案を明らかにした。所得税の最高税率は現行の40％から45％に引き上げ、課税所得が「3000万円超から5000万円超まで」のどこかを上回る部分に適用するとした。相続税は相続財産から差し引く「基礎控除」を減らして、課税対象を広げる。

民主党は18日に党内の税制調査会で自公案への対応を話し合う。自公民3党は週明けに再協議し、合意を目指す。

所得税は現在、課税対象となる所得が1800万円超の部分に40％の最高税率を適用している。格差是正を強く求める公明党の主張や、民主党が与党時代に「5000万円超に45％」とする案をまとめた経緯を踏まえ、幅のある提案となった。

相続税では課税対象となる相続財産のうち6億円を超える部分に新たに55％の最高税率を設ける方針を示した。課税対象の財産から差し引くことができる「非課税枠」といえる基礎控除は「3000万円＋600万円×法定相続人数」とする案を提示。民主党に配慮した形で、現行の「5000万円＋1000万円×法定相続人数」と比べると4割の縮小となる。

基礎控除の縮小には自民党内に「都市部で相続の負担が重くなりすぎる」との批判がある。このため自公両党は相続税の課税価格の計算にあたり、個人が住居に使っていた土地（240平方㍍まで）の評価を本来の2割とするなど現行の減税措置をさらに拡大する方針を民主党に伝えた。

相続税の対象となる死亡保険金の非課税枠については、500万円×法定相続人数とする現行制度を維持する。民主党政権は相続人を未成年者などに絞る縮小案を示していたが、これは撤回することになった。

12-18日経(夕)